

①介護保険サービス費(Ⅱ)		●1割負担の場合(2割、3割負担の場合は料金を変更します。)	
要支援2の場合	749円/1日	要介護3の場合	812円/1日
31日の自己負担額	23,219	31日の自己負担額	25,172
要介護1の場合	753円/1日	要介護4の場合	828円/1日
31日の自己負担額	23,343	31日の自己負担額	25,668
要介護2の場合	788円/1日	要介護5の場合	845円/1日
31日の自己負担額	24,428	31日の自己負担額	26,195

②介護保険外サービス費	
	1ヶ月
家賃(個室)	40,000
食材費(1日1,200円)	37,200
光熱水費	15,000
合計	92,200

※冬期間(10月～3月)は、+5,000円のご負担となります。

③各種加算について		(当事業所が基準を満たすことで加算)
加算	1割負担	加算内容
1.初期加算	30円/日	入居した日から30日の期間について加算(医療機関へ1ヶ月以上入院した後、退院して再入居した場合にも加算)
2.サービス提供体制強化加算Ⅲ	6円/日	常勤職員が75%以上配置
3.医療連携体制加算Ⅰ(Ⅷ)	37円/日	看護師の配置や24時間の連携体制、重度化に関する指針の策定に関する加算(要支援2は非該当)
4.認知症専門ケア加算Ⅰ	3円/日	認知症ケアに関する専門研修を修了した職員を配置 認知症日常生活自立度がⅢ・Ⅳ・Ⅴと判定された方のみ加算
5.口腔・栄養スクリーニング加算	20円/回	口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合の加算
6.科学的介護推進体制加算	40円/月	ADL値、認知症の状況、心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合の加算 サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合の加算
7.介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	17.8%	介護職員の安定的な処遇改善を図るための環境整備とともに、介護職員の賃金改善に充てることを目的に創設された加算 【介護職員処遇改善加算Ⅰ11.1% 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ2.3% 介護職員等ベースアップ加算2.3%】を一本化した新加算
10.協力医療機関連携加算	100円/日	協力医療機関との間で利用者の同意を得て、当該利用者の病歴などの情報を共有する会議を定期的開催する場合の加算
11.退去時情報提供加算	250円/退去時1回	利用者が退去し医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で紹介を行った場合の加算
12.認知症チームケア加算Ⅱ	120円/月	認知症の行動・心理症状の予防などに資する専門的な研修を修了しているものを1名以上配置し、複数の介護職員からなるチームを組んでいる場合の加算
13.高齢者施設等感染対策向上加算Ⅱ	5円/月	診療報酬における感染対策向上加算にかかる届出を行った医療機関から3年に1回以上実施指導を受けた場合の加算
14.新興感染症等施設療養費	240円/日 (連続5日間を限度)	厚生労働省が定める感染症に感染した場合に相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、且当該感染症に感染した利用者に対し、適切な感染対策を行った上で、指定認知症対応型共同生活介護を行った場合の加算
15.生産性向上推進体制加算	10円/月	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を断続的に行っている場合の加算 見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入する場合の加算 1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供を行う場合の加算

④その他の料金について

*1 理美容代、おむつ代及び日用品等の購入につきましては、実費となります。

*2 入・退居時における、家賃・光熱水費につきましては15日を超えない場合は半額とし、15日を超える場合は全額お支払いいただきます。(入院・外泊時は除く)

*3 食事に関しては、日割りとしたしますが、すでに食材を発注している場合は発注分までをお支払いいただきます。

*4 生活保護受給者の家賃につきましては、法人の減免により家賃16,000円を減免し、24,000円となります。